

湯浅町定住促進奨励金制度について

建設課 管理係 ☎64・1124

定住促進と地域の活性化を図るため、湯浅町内に住宅を新築または購入しようとする若年層の方を対象に住宅取得の支援を実施します。来年3月までに完成が見込まれる方は、ぜひお申し込みください。

◆奨励金額

30万円（ただし、予算の範囲内です。）

◆申し込み

事前協議が必要ですので、9月30日（金）までに事前協議書（様式1）を建設課に提出してください。（その後、申請書の提出となります。）

奨励対象となる要件

【申請者要件】

- ①申請日において湯浅町に定住の意志を持って居住していること。
- ②申請者が40歳未満であること。

と。ただし、婚姻している夫婦の場合、いずれかが40歳未満であること。

- ③取得した住宅の所有者が申請者本人であること。ただし婚姻している夫婦の場合は、夫婦のいずれか又は、共有であること。

【住宅要件】

- ①指定期間内に住宅を湯浅町内に新築又は売買（建売住宅、中古住宅）により取得したものの。
- ②玄関、居室、便所及び台所を備えており、延べ床面積50平方メートル以上のもの。
- ③併用住宅の場合は、店舗・事務所等の部分を除いた住宅部分で①、②の条件を備えるもの。

○詳しくは建設課管理係までお問い合わせください。

軽自動車税の減免申請について

税務課 課税係 ☎64・1106

身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方の日常生活に不可欠な生活手段となっている軽自動車について、一定の要件のもとに軽自動車税を減免する制度があります。減免を受ける場合は次のものをご用意のうえ、5月31日（火）までに税務課へ申請をしてください。

なお、減免は、身体障害者等一人につき一台です。（普通自動車も含む。）

障害の程度によって減免を受けられない場合がありますので、申請される方はあらかじめ税務課へお問い合わせください。

○減免申請に必要なもの

- 1.手帳（交付されている次の手帳のいずれか）
 - ・身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳
- 2.運転免許証（身体障害者等と生計を一にする方が運転する

場合、運転者の免許証）

- 3.印鑑（認印可）
- 4.自動車検査証
- 5.納税通知書
- 6.生計同一証明書（身体障害者等と生計を一にする方が運転する場合）
- 7.常時介護証明書（身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等を常時介護する方が運転する場合）
- 8.個人番号カード【平成28年度から必要になりました】（納税義務者以外の方が申請に求められる場合は委任状が必要となります）

●平成28年度以降の軽自動車税について

地方税法等の改正に伴い、平成28年度以降の軽自動車税の税額が変更しています（詳細は平成28年4月号広報および湯浅町ホームページをご覧ください）。

●お問い合わせ先…税務課まで

